

平成二十九年四月七日受領
答弁第一七〇号

内閣衆質一九三第一七〇号

平成二十九年四月七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理 森殿

衆議院議員逢坂誠二君提出共謀罪法案の審議開始時期に言及した金田法務大臣の発言に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員逢坂誠二君提出共謀罪法案の審議開始時期に言及した金田法務大臣の発言に関する質問に
対する答弁書

一から五までについて

金田法務大臣の記憶によれば、平成二十九年三月二十七日に出席した会合において、同大臣が、今国会に提出している組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案について国会における速やかな御審議及び御可決をお願いしたいとの趣旨の発言をした事実があったとのことであるが、そのような趣旨の発言は、立法府を軽視するものではなく、また、国会に対してその審議の在り方を示唆するものでもないと考えている。